

富士吉田市告示第 159 号

過日、市民税・県民税の決定または変更通知書を発送したが、別紙の者については、住所・居所、事務所及び事業所が明らかでなく、また外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められるため、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 及び富士吉田市税条例(昭和 29 年条例第 29 号)第 18 条の規定により公示送達する。

なお、その決定等通知書は富士吉田市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 7 年 10 月 10 日

富士吉田市長 堀 内 茂

(注)

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、この掲示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。